

いじめ防止等のための基本的な方針

(原案修正版)

平成26年2月5日版



長野県
長野県教育委員会

目次

はじめに	1
一 いじめ防止等のための対策の基本的な方向	2
1 いじめ防止等の対策の目指す方向	2
2 いじめとは	2
(1) いじめの認知	2
(2) 見えにくいいじめ	2
(3) いじめの背景	3
3 いじめ防止等に関する基本的な考え方	3
(1) <u>いじめを未然に防ぐために</u>	4
(2) <u>いじめを早期に発見し、早期に対応するために</u>	4
(3) <u>いじめが起きたとき適切に対応するために</u>	4
二 いじめの防止等のための対策	5
1 県の取組	5
(1) いじめ問題対策連絡協議会(仮称)	5
(2) 未然防止の取組	5
(3) 早期発見の取組	6
(4) いじめが起きたときの対応	6
(5) その他	6
2 市町村の取組	6
(1) 地方いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置	6
(2) いじめ防止等の取組	7
3 学校の取組	7
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	7
(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置	8
(3) 未然防止の取組	8
(4) 早期発見の取組	9
(5) いじめが起きたときの対応	10
(6) ネット上のいじめへの対応	10
(7) その他	11
4 学校と家庭、地域、関係機関・関係団体が連携しいじめ防止等の取組	11
(1) 保護者の役割	11
(2) 地域におけるいじめ防止等の取組との連携	12
(3) 関係機関・関係団体との連携	12
5 重大事態への対応	12
(1) 学校の対応	12
(2) 学校の設置者又は学校の対応	13
(3) 地方公共団体の長等による対応	15
三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	18
【資料】 “いじめを見逃さない長野県”を目指す共同メッセージ	19

